

＜　目次　＞

○　保育所・認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
○　市内保育所・認定こども園一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
○　保育所・認定子ども園（保育部分）に入所できる基準・・・・・・・・・・Ｐ２
○　区分ごとの保育時間保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
○　延長保育・各園の保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～６
○　入所申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
○　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
○　利用者負担額(保育料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
○　利用者負担額の納入方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
○　給食費の徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
○　入所の決定・承諾・結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
○　変更届の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
○　退所届の提出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
○　転出した場合について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
○　慣らし保育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
○　各様式記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１～１８

令和９年４月入所の申込	令和８年１２月１日（火）～１２月７日（月）	【提出場所】 上野原市総合福祉センター ふじみ内 子育て保健課 子育て支援担当
令和９年５月以降入所の申込	入所希望月の前月１５日	

上野原市役所　子育て保健課　子育て支援担当

〒409－0112　山梨県上野原市上野原3163　電話62－4134

■　保育所・認定こども園とは

保育所	保護者が何らかの理由によって乳幼児を家庭で保育できないときに、保護者に代わり保育する施設
認定こども園	保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、保育所の入所要件を満たす乳幼児に加え、保育所の入所要件を満たさない満３歳以上の児童も入所することができる施設

【保育の目標】

保育所・認定こども園では、豊かに伸びゆく可能性を秘めているこどもたちが、現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うことを保育の目標としています。

このため、次のことをめざして保育を実施しています。

■十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどものさまざまな欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
■健康・安全など生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
■人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てるとともに、自主性・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
■自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
■生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や、豊かな言葉を養う。
■さまざまな体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

■　市内保育所一覧

主体	名称	住所 電話番号	定員
公立	秋山保育所	秋山５７４５ ５６-２６０４	４０名

■　市内認定こども園一覧

主体	名称	住所 電話番号	定員 上段：教育 下段：保育
公立	上野原こども園	上野原３１９５ ５６－８３５０	２０名 １８０名
公立	巌こども園	四方津９４０-２ ６２－６２００	１０名 １００名
私立	こども園に	鶴島2292 ６２－６７８９	９名 ２８名

● 希望する保育所・認定こども園の申し込み児童数が受け入れ可能数を上回った場合は、公正な基準に基づき選考を行い、受け入れます。
● 希望する保育所・認定こども園の選択にあたっての必要な情報は、保育所・認定こども園・子育て保健課子育て支援担当にお尋ねください。

■　保育所・認定子ども園（保育部分）に入所できる基準

保育所や認定こども園（保育部分）を利用するには、「子ども・子育て支援法」に基づき、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認定は、「こどもの年齢」「保育の必要性の有無」「保育必要量（保育時間）」により行い、申請者の利用希望や保育施設の受入可能状況等により、利用する施設を選定します。

入所できる年齢は、生後３ヶ月から小学校就学前までの乳幼児です。

①お子さんの認定区分を確認しましょう

お子さんの年齢と「保育の必要性の有無」により、１号・２号・３号のいずれかの認定を受けます。

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
１号 教育標準時間認定	満３歳から 小学校就学前	なし 教育を希望する場合	認定こども園
２号 満３歳以上の保育認定	満３歳から 小学校就学前	あり 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
３号 満３歳未満の保育認定	生後３ヶ月から 満３歳未満	あり 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園

②「保育の必要性の事由」を確認しましょう。

２号認定又は３号認定を受ける方は、「保育の必要性の事由」に応じて、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育の必要性の事由	保育標準時間 最長１日 11 時間 （午前7時30分～午後6時30分）	保育短時間 最長１日8時間 （午前8時30分～午後4時30分）
就労　（１カ月に６４時間以上労働していること）	月１２０時間以上 （主にフルタイムを想定）	月64時間以上１２０時間未満 （主にパートタイムを想定）
妊娠・出産 （産前6週の属する月初めから産後8週の属する月末）	○	○
保護者の疾病・負傷・障がい等	○	○
同居または長期間入院している親族を介護等	状況に応じる	○
震災、風水害等の復旧にあたっている場合	○	○
求職活動・起業準備	×	○
就学、職業訓練	状況に応じる	○
虐待又はDVのおそれがあると認められる場合	○	○
育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合	×	○
市長が認める各号に類する状況がある場合	状況に応じる	

認定を受けても、必ずしも希望どおりに入所できるない場合があります。

- 保育施設に入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
- 希望者が多数いるため、希望する保育施設に入所できない場合
- 保育施設に入所できる基準の該当事由により、保育の実施期間が希望に添えない場合

■　区分ごとの保育時間について

支給認定区分と保育の必要量に応じて保育時間が異なります。また、各保育所・認定こども園の開所時間によって、預けることができる時間が異なります。

支給認定区分	認定種別	保育時間	休　日	延長保育
1号	教育標準時間	1日　6.5時間 午前９時～午後３時30分 ※こども園には午後4時まで	土曜・日曜・祝日・ 年末年始 （12/29～1/3）	無
2号	保育標準時間	1日　11時間 午前７時30分～午後６時30分	日曜・祝日・ 年末年始 （12/29～1/3）	有 ※秋山は無
3号	保育短時間	1日　8時間 午前8時30分～午後４時30分		有

■　延長保育について

●延長保育は、保護者の就労状況等により必要な場合に利用することができます。
●利用にあたっては、児童への長時間保育の影響等を考慮し、施設と利用についてご相談ください。
●「保育標準時間（１１時間）」と「保育短時間（8時間）」では、延長保育の利用時間が異なります。
●保育所及び認定こども園は、延長保育料金として別途利用料（30分１００円）をご負担いただきます。

■　各園の保育時間について

秋山保育所

住所　：秋山5745
電話　：56-2604
定員　：40名



認定区分	通常の保育時間	朝の延長保育	夕方の延長保育
2・3号認定 保育標準時間	7:30～18:30　（11時間）	なし	なし
2・3号認定　保育短時間	8:30～16:30　（8時間）	7:30～8:30	16:30～18:30

平　日
土曜日



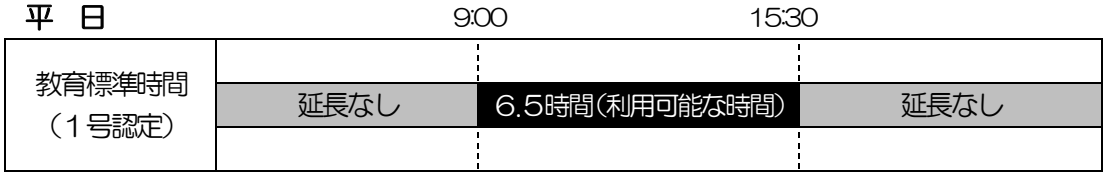
上野原こども園

住所　：上野原３１９５　　定員：(教育)　２０名
電話　：５６－８３５０　　(保育)１８０名

認定区分	通常の保育時間	朝の延長保育	夕方の延長保育
１号認定　教育標準時間	9:00～15:30	なし	なし
２・３号認定 保育標準時間	7:30～18:30 （11 時間）	7:00～7:30	18:30～21:00※
２・３号認定　保育短時間	8:30～16:30 （8 時間）	7:00～8:30	16:30～21:00※

※教育標準時間認定（1 号認定）は、土曜日保育及び延長保育の実施は、ありません。
※延長保育を含む開園時間は、平日 7:00～21:00、※土曜日 7:00～19:00 です。

平　日





土曜日





巌こども園

住所　：四方津９４０-２　　定員：(教育)　１０名
電話　：６２－６２００　　(保育)１００名

認定区分	通常の保育時間	朝の延長保育	夕方の延長保育
１号認定　教育標準時間	9:00～15:30	なし	なし
２・３号認定 保育標準時間	**7:30～18:30**（11 時間）	7:00～7:30	18:30～19:00
２・３号認定　保育短時間	**8:30～16:30**（8 時間）	7:00～8:30	16:30～19:00

※教育標準時間認定（1 号認定）は、土曜日保育及び延長保育の実施は、ありません。
※延長保育を含む開園時間は、平日、土曜日共に 7:00～19:00 です。

平　日



平　日
土曜日



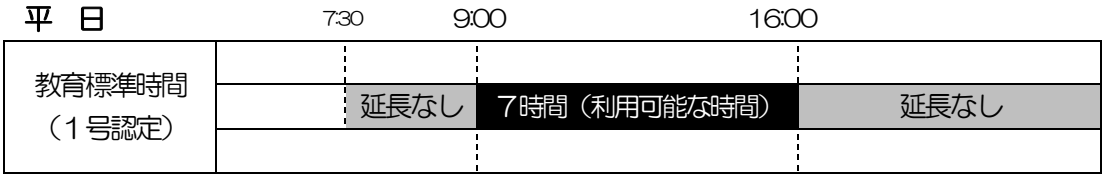


こども園仁

住所　：鶴島２２９２　　定員：(教育)　　９名
電話　：６２－６７８９　　(保育)　　２８名

認定区分	通常の保育時間	朝の延長保育	夕方の延長保育
１号認定　教育標準時間	9:00～16:00	なし	なし
２・３号認定 保育標準時間	7:30～18:30 （11 時間）	なし	18:30～19:00
２・３号認定　保育短時間	8:30～16:30 （8 時間）	7:30～8:30	16:30～19:00

※教育標準時間認定（1 号認定）は、延長保育の実施は、ありません。





■　入所申込について

入所を希望する方は、申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付し提出してください。

（受付期間・場所）

令和９年４月入所の申込	令和８年１２月１日（火）～１２月７日（月）	【提出場所】 上野原市総合福祉センター ふじみ内 子育て保健課 子育て支援担当
令和９年５月以降入所の申込	入所希望月の前月１５日	
上野原市以外の保育所等への申込	上野原市以外の保育所等を希望する方は、希望する市区町村の受付締切日を確認のうえ、上野原市にお申し込みください。	

- ８時３０分から１７時１５分までに上野原市総合福祉センターふじみ内子育て保健課子育て支援担当で受け付けます。
- 郵送での申し込みはできません。
- 上記以降の申し込みの場合は、期間内申込者の選考後に希望した保育所等に空きがある場合のみ受け付けます。
- 年度途中の入所であっても、保育年齢は年度の初日（４／１）の前日の年齢で区分します。

（例　8月１５日生まれで満3歳になるお子さんが9月１日に入所した場合でも、保育年齢は2歳となります。）

■　提出書類

①提出書類の一覧

区分ごとに必要な書類が異なります。下表を確認し、該当する書類をご提出ください。

認定区分	提出書類	参照先
１号認定 幼稚園または認定こども園で教育を希望する方	（１）教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書 （２）家庭状況調査書 （３）申込児童の状況	様式―①(P11-12 参照) 様式―⑤(P16 参照) 様式―⑥(P17 参照)
２・３号認定 保護者の就労等により、保育所または認定こども園で保育を希望する方	（１）教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書 （２）家庭状況調査書 （３）申込児童の状況 （４）日中保育ができない状況がわかる書類	様式―①(P11-12 参照) 様式―⑤(P16 参照) 様式―⑥(P17 参照) 下記　②　参照

②　日中保育ができない状況がわかる書類（２・３号認定の方）

●保護者の状況により提出していただく書類が異なります。父・母ともに該当するものをご提出ください。
●希望する保育施設への入所希望が多数ある場合は、入所の優先順位を決めるため、同居の親族にも以下のいずれかの資料の提出を求めることがあります。

保育を必要とする理由	提出書類	参照先	備考
(1)仕事をしている	・就労証明書	様式―②（P13 参照）	就労先に作成を依頼
(2)妊娠・出産	・医師の診断書又は母子手帳の写し		母の氏名/生年月日/出産予定日のわかる頁
(3)保護者の疾病・障がい	・疾病・看護申立書 ・医師の診断書又は障がい者手帳の写し	様式―③（P14 参照）	
(4)家族の看護	・疾病・看護申立 ・医師の診断書	様式―③（P14 参照）	
(5)農業に従事している	・農業従事申立書	様式―④（P15 参照）	農業委員の証明が必要
(6)その他の理由で保育に欠ける場合は、それを証明できる書類			

③　利用者負担額（保育料）の口座振替依頼書の届出（こども園には不要）

利用者負担額（保育料）の納付は、原則として口座振替で納めていただきます。入所が決定しましたら、上野原市内金融機関の窓口へ 口座振替納入依頼書【様式―⑦（Ｐ１６参照)】の届出をお願いします。

④　ひとり親家庭の方

児童扶養手当を受給されていない方は戸籍謄本の写し等を提出していただく場合があります。

⑤　障がい者(児)のいる世帯の方

手帳、特別児童扶養手当証書、年金証書等の写し等を添付してください。

⑥　保護者（父・母）のうち、上野原市外に住民登録のある方

保育料の算定に必要なため、次のいずれかをご提出ください。

- **マイナンバー（個人番号）が確認できる書類**
- **住民税課税証明書（マイナンバーが確認できる書類がない場合）**

住民税課税証明書を提出する場合は、入所月に応じて次の書類をご提出ください。

入所月	必要な証明書	証明書を取得する市区町村
令和9年4月～8月	令和8年度（令和7年分所得）	令和8年1月1日時点の住所地
令和9年9月～令和１０年3月	令和9年度（令和8年分所得）	令和9年1月1日時点の住所地

【ご注意】必要な書類が提出されない場合、保育料が最高階層（第 10 階層）となることがあります。

■　利用者負担額（保育料）

保育料は、主に保護者（父・母）の市町村民税の課税状況に応じて決まります。公立・私立で保育料に違いはありません。また、

■保育時間（標準時間・短時間）
■きょうだいの人数や年齢
■ひとり親世帯や障がい者のいる世帯などの状況

等の条件によっても保育料が変わる場合があります。

保育料の算定に使用する市町村民税

対象となる月	算定に使用する市町村民税
令和9年4月～8月	令和８年度の市町村民税
令和9年9月～令和１０年3月	令和９年度の市町村民税

※毎年９月に保育料の算定年度が切り替わるため、保育料が変更になる場合があります。
※父母のどちらも住民税が非課税の場合は、同じ生計で生活している祖父母などの所得をもとに、保育料を算定する場合があります。

利用者負担額（保育料）表　　（単位：円）

階層		０．１．２歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間
		３歳未満	３歳未満
1	生活保護	0	0
2	市町村民税　非課税	0	0
3	所得割　48,600 円未満	11,000	10,000
4	所得割　97,000 円未満	29,000	26,000
5	所得割　133,000 円未満	36,000	33,000
6	所得割　169,000 円未満	43,000	39,000
7	所得割　235,000 円未満	47,200	43,200
8	所得割　301,000 円未満	51,500	47,500
9	所得割　397,000 円未満	51,500	47,500
10	所得割　397,000 円以上	51,500	47,500

※法改正等により、利用者負担額（保育料）表が変更になる場合があります。
※令和元年１０月から幼児教育・保育無償化制度の開始により、3～5歳児クラスの保育料は無料となりました。

■　利用者負担額の納入方法について

納入方法は、口座振替により毎月末（１２月のみ２５日、金融機関休業日の場合は翌営業日）に市内金融機関の指定された口座からの引き落としとなります。

なお、事情により通所しない場合でも在籍していれば納入義務が生じます。

■　給食費の徴収について

【公立】

●２歳児クラスの幼稚部（１号認定）及び３～５歳児クラスのお子さんの給食費は、月額4,800 円です。
●ただし、上野原市にお住まいの３～５歳児クラスのお子さんは、**上野原市保育施設等給食費支援事業**により給食費が無償化され、0円となります。

●上野原市にお住まいの場合でも、２歳児クラスの幼稚部（１号認定）のお子さんは、給食費をお支払いいただきます。ただし、市民税所得割額 77,101 円未満の場合は、国の定める基準により給食費は免除となります。
●市外にお住まいのお子さんについては、お住まいの市町村や世帯の所得、きょうだいの人数などにより給食費の負担の有無が決定します。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

・欠席した日数による減額はありません。
・１か月間、一度も登園しなかった場合は、その月の給食費はかかりません。
・給食費は口座振替ではなく、現金もしくは電子決済にてお支払いいただきます。

【私立】

上野原市にお住まいのお子さんは、上野原市保育施設等給食費補助金により、月額５，８００円を上限として補助があります。

■　入所の決定・承諾・結果

申請書をご提出いただくと、書類の内容を審査し、保育を必要とする程度に応じて、希望される保育所等への入所の承諾または不承諾を決定いたします。

第１希望の保育所等について、受入可能数を上回る申し込みがあった場合は、保護者の保育の必要とする度合いの高い方から順に入所を決定します。

また、第１希望の入所が困難な場合は、第２希望以降についても同様の方法で入所の決定を行います。

（結果通知の時期）

●令和９年度４月入所の結果　・・・　令和９年２月中旬頃
●その後の年度途中の入所　　・・・　毎月の入所申し込みの締め切り日より、１週間程度

（留意事項）

５月以降の年度途中入所を希望される場合は、欠員がある場合に限り、上記の決定方法により入所を決定いたします。虚偽の申込みをされた場合は、入所決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

■　変更届の提出について

入所後、家庭の状況や保護者の就労状況等に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。

【変更の手続きが必要な主な場合】

就労状況の変更　　：就職、転職、退職、勤務時間の変更、育児休業の取得・復職など
家庭状況の変更　　：結婚、離婚、世帯構成の変更など
住所・氏名の変更　：転居、転出、氏名の変更など
その他の変更　　：保育を必要とする事由、課税額、保育必要量（標準時間・短時間）の変更など

【提出期限】　変更を希望する月の前月 15 日まで
【提出先】　　各利用施設
【提出書類】　変更届及び変更内容に応じた必要書類（就労証明書等、母子手帳の写等）
【注意事項】
※必要書類については、各利用施設へお問い合わせください。
※急な変更が生じた場合は、速やかにお申し出ください。
※届出が遅れた場合、保育料や認定内容、継続利用に影響することがあります。

■　退所届の提出について

転居や退職、家庭の事情などにより保育所・認定こども園を退所する場合は、退所届の提出が必要です。

【提出期限】　退所する月の 前月15 日まで
【提出先】　　各利用施設
【提出書類】　退所届（用紙は各利用施設に用意してあります。）
【注意事項】
※退所届の提出がない場合、退所の手続きが行われず、保育料が引き続き発生することがありますので、必ず提出してください。
※長期間欠席する場合は、退所をお願いする場合がありますので、事前に各施設へご相談ください。

■　転出した場合について

・転出等により上野原市民でなくなったときも、退所届の提出が必要となります
・転出後も通い続けることができる場合もありますので、詳しくは子育て保健課子育て支援担当までお問い合わせください。

■　慣らし保育について

保育所・認定こども園への入所後、お子さんが新しい環境に少しずつ慣れることができるよう、２週間程度の慣らし保育を行います。

育児休業から復職する場合などは、慣らし保育のため、復職する月の前月から入所できる場合がありますので、事前に子育て支援担当へご相談ください。

なお、慣らし保育の期間や保育時間については、お子さんの年齢や状況、施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

様式①表面　記入例

教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書

・子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、支給認定の審査及び利用者負担額の算定に必要な範囲で、官公署等に資料の提供を求めることがあります（個人番号（マイナンバー）を利用した情報照会を含みます。）。
・必要に応じ、保護者、申請児童及び同居家族の個人番号（マイナンバー）の提出を求めることがあります。
・保育料（過去の分を含む。）に滞納がある場合は、納付相談を行った上で支給認定等を行います。
・保育料を滞納した場合は、児童手当から特別徴収し、又は地方税の滞納処分の例により財産を差し押さえることがあります。
・申請内容に虚偽その他事実と異なる事項がある場合は、認定を取り消すことがあります。

上野原市長　宛

上記の事項を確認した上、次のとおり教育・保育給付認定を申請します。

必ず自書で記入してください。

令和８年１２月３日　　保護者氏名（自署）

申請児童	フリガナ 氏　名	性別	生　年　月　日	年　齢	障がいの有無
	ウエノハラ　ケンタ 上野原　健太	(男)・女	令和８年５月１日	０　歳 (R9.4.1時点)	有・(無)

保護者住所・連絡先	住所　上野原市 コモアしおつ※※▲▲	連絡先	※連絡の取れる順にご記入ください ①０９０－１２３４－５６※※ ②０９０－５６※※－１２３４
	前年1月1日時点での住所地 父:☑市内　□市外(市町村名　　) 母:☑市内　□市外(市町村名　　)		前々年1月1日時点での住所地 父:□市内　☑市外(市町村名　相模原市緑区) 母:□市内　☑市外(市町村名　相模原市緑区)
保育の希望の有無(注)	(有)　：　保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)		
	無　：　幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)		

(注)1　「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
2　「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
3　「有」を〇で囲んだ場合は①～④に、「無」を〇で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況
※世帯分離していても同一家屋の方は全員記入してください。
※市外に住所を有する父母は、所得・課税情報を確認するため、個人番号(マイナンバー)を記入してください。個人番号を記入しない場合は、　課税証明書を添付してください。

区分	フリガナ 氏　名	続柄	生年月日	居　住	別居の場合の住所(居住地)	障がいの有無	就労先又は通学先
申請児童の世帯構成	ウエノハラ　タロウ 上野原　太郎	父	平成３年４月１５日 個人番号　－　－	(同)・別		有・(無)	会社員
	ウエノハラ　ハナコ 上野原　花子	母	平成４年１０月１３日 個人番号　－　－	(同)・別		有・(無)	公務員
	ウエノハラ　ジロウ 上野原　二郎	兄	令和元年１２月３０日	(同)・別		有・(無)	上野原西小
	ウエノハラ　サクラコ 上野原　桜子	姉	令和３年　８月２３日	(同)・別		有・(無)	巌こども園
	ウエノハラ　トモゾウ 上野原　友蔵	祖父	昭和３３年６月１３日	(同)・別		(有)・無	無　職
			年　月　日	同・別		有・無	
世帯の状況	□ひとり親世帯　(児童扶養手当又はひとり親医療：□受給中　□受給なし) □生活保護受給世帯 ☑障がい者(児)のいる世帯（☑手帳　□特別児童扶養手当　□障害基礎年金）						

※ひとり親世帯の方で児童扶養手当又はひとり親医療を受給していない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。
※障がい者(児)のいる世帯の方は手帳、特別児童扶養手当証書、年金証書等の写し等を添付してください。

様式①裏面　記入例

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和　９　年年　４　月　１　日から　☐　　年　　月　　日まで ☑　小学校入学前まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望	巌こども園　(希望理由)自宅から近いため
	第2希望	上野原こども園　(希望理由)職場から近いため
	第3希望	(希望理由)

③保育の利用を必要とする理由等

※ 保護者の労働、疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	☑就労 ☐疾病・障がい ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐育児休業 ☐その他(　　) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 〇〇株式会社　・８時間／日・週休２日	
	母	☑就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障がい ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐育児休業 ☐その他(　　) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 〇〇市役所　・８時間／日・週休２日	

標準時間を希望できる場合には条件がありますので、詳細についてはＰ２をご確認

希望利用曜日	利用希望時間	希望する保育必要量
☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金 ☑土	８時　００分から １８時　３０分まで	☑標準時間　(最長11時間) ☐短時間　(最長 8時間)

※保育必要量は、保護者の就労状況等を確認した上で市が認定します。月120時間以上就労している場合でも保育短時間を希望することができます。

【添付書類】(保育を必要とする理由に応じて添付してください。)

・就労や育児休業の場合･･･就労証明書その他就労状況を確認できる書類

・妊娠・出産の場合　･･･母子健康手帳の写し

・疾病・障がいの場合　･･･疾病･監護申立書／診断書、障害者手帳

・その他市長が必要と認める書類

支給認定証の交付を希望するか否かを選択してください。

交付を希望する場合は、卒園まで大切に保管する必要がありますのでご注意ください。

推奨

④支給認定証の交付申請（該当する方にレ点を付けてください。）

☑	支給認定証の交付を希望しません（返還不要）	交付を希望しない場合は、返還が不要な「教育・保育給付認定通知書」を送付します。
☐	支給認定証の交付を希望します　（返還が必要）	交付された支給認定証は、返還するまで大切に保管する必要があります。

＊市記載欄

受付年月日	年　月　日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否　　年　　月　　日認定		☐1号　☐2号　☐3号（☐標　☐短）

利用調整結果	入所施設(事業者)名	支給(利用)期間
可・否		自　　年　　月　　日～　至　　年　　月　　日
施設区分	☐認定こども園(☐連　☐幼(☐幼　☐保))　☐保(☐保　☐幼) ☐地(☐幼　☐保)　☐幼稚園　☐保育☐地域型(☐小☐家☐居☐事)	

※施設記載欄(施設を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年　月　日	施設名	
担当者氏名・連絡先			
入所契約(内定)の有無	有（契約・内定（　年　月　日契約(内定)）　・　無		
備考			

様式②　記入例

就労証明書

上野原市長　　宛

証明日	西暦	2026	年	11	月	28	日		
事業所名	㈱〇〇〇								
代表者名	〇〇　〇〇								
所在地	山梨県上野原市上野原＊＊＊＊＊								
電話番号	＊＊＊＊	—	＊＊	—	＊＊＊＊				
担当者名	〇〇　〇〇								
記載者連絡先	＊＊＊＊	—	＊＊	—	＊＊＊＊				

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☑ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☑ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	ウエノハラ　タロウ
	本人氏名	上野原　太郎　　生年月日 1995 年 5 月 5 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2020 年 4 月 1 日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称　㈱〇〇〇 住所　山梨県上野原市上野原＊＊＊＊＊
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 155 時間　分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分（うち休憩時間 60.00 分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 8 月　20 日／月　180.00 時間／月 年月 2026 年 9 月　20 日／月　175.00 時間／月 年月 2026 年 10 月　20 日／月　170.00 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名：上野原　次郎　生年月日：2024 年 2 月 10 日　施設名：上野原こども園　☑ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名：上野原　三郎　生年月日：2026 年 2 月 1 日　施設名：上野原こども園　☐ 利用中　☑ 申込中(第一希望) 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

様式③　記入例

疾病・看護　申立書

令和８年１２月３日

上野原市長　宛

申請者　上野原　花子　の［　疾病　・　看護　］内容について、次のとおり申し立てます。

疾病	発病年月日 令和　６　年４　月１　日 病気の状況（具体的に） 別紙診断書のとおり、病気療養中のため安静が必要であり、家庭での保育が難しい。 身体障害者の場合 障害名　　障害手帳ＮＯ　　種　　級
看護	看護する病人の氏名等 氏名　　年　月　日生　続柄 病名と病気の状況（具体的に） 身体障害者の場合 障害名　　障害手帳ＮＯ　　種　　級

※　各種障害者手帳・診断書等を必ず添付してください。

申請者　住所　上野原市上野原１２３４－５
氏名　上野原　花子
（児童名　上野原　太郎　施設名　上野原　保育所・こども園）

※内容に不正な事実が判明した場合、入所を取り消すことがあります。

様式④　記入例

農　業　従　事　申　立　書

令和8　年　12月　3　日

上　野　原　市　長　様

申請者（　上野原　太郎　）の［　農業従事　］内容について、次のとおり申し立てます。

農業	従事する農作業の内容（具体的に） 米、その他野菜作り 年間農業従事日数　約　200　日	経営耕地面積等	
		田	300　㎡
		畑	㎡
		果　樹	200　㎡
		御　蚕	㎡

農業従事の内容について、具体的に記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。
地区農業委員　△　△　△　△　印

必ず地区の農業委員の証明を受けてください。

申請者　住所　上野原市　上野原３１６３
氏名　上野原　太郎
（　児童名　上野原　健太　施設名　上野原　保育所・こども園　）

※　内容に不正な事実が判明した場合、入所を取り消すことがあります。

様式⑤　記入例

家　庭　状　況　調　査　書

該当する項目に○印または記入してください。

保護者氏名	上野原太郎	児童名	上野原三郎	住所	上野原市 上野原○○○○ 電話 0554-62-4134
保育の実施を必要とする理由（就労等の状況）	(1.) 外勤　2. パートアルバイト等 3. 自営　4. 内職　5. 学生 6 求職中（内定している場合は、名称欄に記入してください。） 7. 疾病　8. 障害　9. 看護 10. 不存在（死亡・離婚・別居・行方不明その他） 11. その他			(1.) 外勤　2. パートアルバイト等 3. 自営　4. 内職　5. 学生 6. 求職中（内定している場合は、名称欄に記入してください。） 7. 疾病　8. 障害　9. 看護 10. 不存在（死亡・離婚・別居・行方不明その他） 11. その他	
就労の場合 勤務先等の名称	○○○○株式会社			○○市役所	
就労の場合 所在地	東京都○○区○○○○ 電話　03―○○○○―○○○○			上野原市上野原○○○○番地 電話　0554－63－○○○○	
病気の場合（父・母）	病名　　発病年月日　　年　月　日 治療方法　通院（週・月）　回 入院　年　月　日 ～　年　月　日				
障害のある場合（父・母）	障害名　　手帳NO 等級　　級				
家族の看護	氏名　続柄　（同居・別居） 病名又は障害名 在宅看護・付添い（病院・施設・学校・その他）（病院等名称　　） 付き添いの状況（常時・週３日以上・週２日以下）				

			氏名	住所	年齢	祖父母が保育できない理由
祖父母の状況	父方	祖父	上野原△△	○○市○○番地	66	就労・疾病・高齢・(遠方)・その他（　）
		祖母	上野原××　　〃		65	就労・疾病・高齢・(遠方)・その他（　）
	母方	祖父	□□　四郎	神奈川県○○市	65	就労・疾病・高齢・(遠方)・その他（　）
		祖母	□□　花代	○○番地	65	就労・疾病・高齢・(遠方)・その他（　）

※　二人以上申し込みをする方へ（希望される番号に１つだけ○をつけてください。）

1. 一人だけ入所できる場合も希望する。
2. 第二希望以降でも同じ保育所であれば希望する。
3. 全員が同時に入所できれば、別々の保育所でも希望する。
4. 全員が同じ保育所に入所できなければ、入所できるまで空きを待つ。

課税状況・所得課税状況等調査同意欄

保育の実施にあたり必要な場合は、勤務先等に勤務状況について照会すること、及び保育料決定（更正）のため私の世帯の所得課税状況を課税台帳で照会することについて同意します・

令和8　年　12　月　3　日

住所　上野原市　上野原３１６３　　保護者氏名　上野原　太郎

父親・母親の就労、疾病、看護等の状況に応じてそれぞれの証明書（様式②から④）も提出してください。

同居（同居に準じる場合も含む）の祖父母が保育できない理由について記載してください。

二人以上申し込みをされる方は、必ず記入してください。

必ず自書で記入してください。

様式⑥　記入例

申し込む児童の状況について、詳しく記入してください。

申込児童の状況（該当する箇所に○印及び記入してください。）

児童の名前	上野原　三郎

●発達について

1 首のすわり　4　か月頃

2 歩行開始　1　歳　2　か月頃

3 母子手帳の「保護者の記録」の項目とくらべ、お子さんの様子で気になる点がありましたら記入してください

① ことばの面（　　）　② 目の見え方（　　）

③ 耳の聞こえ方（　　）　④ 手足の発達（　　）

⑤ 人との関わり（　人見知りをする　）　⑥ 遊び（　　）

⑦ 情緒（　　）　⑧ その他（　　）

4 子育てについて、困難や悩みなどを感じることがある

〔 **いいえ** ・ **はい** ・ **何ともいえない** 〕

・「はい」の場合、どのような時に感じますか

（　　）

5 市や病院の発達検診を受けた

① 1ヶ月　② 3・4ヶ月　③ 9・10ヶ月　④ 1歳6ヶ月

⑤ 2歳児歯と心の相談　⑥ 3歳児　⑦ その他（　　）

・検診で指導されたことはありますか

（　　）

6 医療機関等に通院又は相談している　〔 **いいえ** ・ **はい** ・ **していた** 〕

・「はい」の場合、どのようなことですか

（　　）

7 障害者手帳をもっている　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕

障害名（　　）　障害等級（　　級）

●健康状態について

1 健康状態　〔 **健康** ・ **普通** ・ **弱い** 〕

2 慢性疾患がある　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕（ 病名　　）

3 ぜんそくがある　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕

4 心臓疾患がある　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕（ 病名　　）

5 けいれんを起こしたことがある　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕

（ 熱性 ・ てんかん ・ その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

6 アトピー性皮膚炎がある　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕

7 アレルギーがある　〔 **いいえ** ・ **はい** 〕

① 食べ物（ 卵 ・ 牛乳 ・ そば ・ 大豆 ・ 小麦 ・ その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

② ハウスダスト　③ 花粉　④ その他（　　）

※ 食物アレルギーがある場合は、医師の診断が必要になりますので、園へご連絡ください。

●健診・検査結果や発達の状況（身体・知的・言葉など）について気になる点がありましたら具体的に記入してください。

※ 事前に保育所等の見学もできますので、入所希望の保育所等へ連絡をください。

※ 発達等の状況により、入所後、市による巡回発達相談を実施する場合があります。

様式⑦　記入例

様式第１号

口座振替を利用可能な金融機関は、下記のとおりです。

アパート名も記入してください。

原則として保護者の口座を使用してください。

保護者の氏名を、記入してください。

上野原市
（金融機関用）

預金口座振替依頼書　兼　解約・変更届
（自動払込利用申込書　兼　廃止届）

山　梨　銀行・信用金庫　信用組合・農　協　／　上野原　本店　支店　郵便局

申込日　令和8年　12　月　1　日

通帳届印を押印してください。

下記の市税等を預金口座から口座振替の方法により納付したいので約定を承認のうえ依頼します。

納税義務者（付）	住所	上野原市上野原〇〇〇〇　上野原アパート１０１号				
	フリガナ	ウエノハラ　タロウ	電話番号	（0554）62-3115	印	（2枚目以降も押印）上野原
	氏名	上野原　太郎				
指定預金・貯金口座	口座名義人と住所が異なる場合は、口座名義人の住所					
	フリガナ	ウエノハラ　タロウ	電話番号	（　）－	口座届印	（2枚目以降も押印）上野原
	氏名	上野原　太郎				
	金融機関用	普通預金（総合口座）・当座預金・納税準備預金		口座番号（右詰で記入してください。）1 2 3 4 5 6		
	郵便局要	種目コード：新規 166 廃止 176	契約種別コード：別記のとおり	金融コード	通帳記号	通帳番号（右詰で記入してくださ
		払込先加入者名	上野原市収入役	振込先口座番号		

郵便局は、下段を使用してください。

振替開始月を記入してください。

番号	項目	契約種別コード		振替開始期
①	保育所保育料	30	児童名（上野原　三郎）	令和 9年 4 月から
2	学童保育料	30	児童名（　）	年　月から
3		30	児童名（　）	年　月から
4		29	児童名（　）	年　月からｐ
5				

①に〇をつけてください。

入所を希望する児童の氏名を記入してください。（２人以上の場合は、それぞれ１枚ずつ提出してください。

〇口座振替可能金融機関
- 山梨中央銀行　・山梨信用金庫
- 都留信用組合　・山梨県民信用組合
- クレイン農業協同組合
- 郵便局

※口座振替納入依頼書は、あらかじめ指定の金融機関に届出をしてください。

こども園 仁　ご案内

保育時間	1号認定　月曜日～金曜日		定員
	教育標準時間	9時～16時	9人
	預かり保育	7時30分～9時／16時～19時	
	2･3号認定　月曜日～土曜日		定員
	保育標準時間延長保育	7時30分～18時30分 18時30分～19時	28人
	保育短時間延長保育	8時30分～16時30分 7時30分～8時30分／16時30分～19時	

＊1号認定を希望される方は、直接「こども園 仁」へお問合せください。
延長保育も実施します。

＊2･3号認定を希望される方は、保育所･認定こども園入所のしおりに沿って上野原市へ手続きをしてください。

＊3～5歳児クラスの保育料は無料です。
0～2歳児クラスの保育料は上野原市が定めているものと同一です。

＊給食費は、0～2歳児は保育料に含まれます。
3～5歳児は 主食費￥3,000＋副食費￥4,500／月（保護者負担となります）

社会福祉法人神苑福祉会
幼保連携型 認定こども園
こども園 仁
〒409-0114 上野原市鶴島 2292
TEL 0554-62-6789
info@kodomoenjin.com

園については、ホームページをご確認ください。

https://kodomoenjin.com/